商　品　概　要　説　明　書

《「ゆとり定期貯金」大口定期貯金 》

（令和８年１１月１日現在）

１．商 品 名	・ゆとり定期貯金　大口定期貯金（単利型）
２．販売対象	・個人の新規お預入の方 ☆既に当ＪＡで公的年金をお受取りいただいている方 ☆５５歳以上の方で公的年金振込みを当ＪＡへ予約していただける方
３．期　間	・定型方式 ★１年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。
４．預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・一括預入 ・１，０００万円
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・１．０％を初回満期まで適用します。自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。 ・２０．３１５％　（国税１５．３１５％・地方税５％）の源泉分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
７．手数料	――――――
８．付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に０．５％を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
９．中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のＡ、ＢおよびＣ（Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 Ａ　解約日における普通貯金の利率 Ｂ　約定利率－約定利率×30％ Ｃ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。 （２）預入日の１か月後の応当日以降に解約する場合 次のＡおよびＢの算式により計算した利率（Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 Ａ　約定利率－約定利率×30％ Ｂ　約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数
１０．貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
１１．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部金融推進課（電話：０９２－３２２－２７６６）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部金融推進課またはＪＡバンク 相談所にお申し出ください。

ＪＡ糸島

	福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館　　（電話：０９２‐７９１－１８４０） 北九州法律相談センター　（電話：０９３－５６１－０３６０） 久留米法律相談センター　（電話：０９４２－３０－０１４４）
１２．その他参考となる事項	・「ゆとり」の取扱期間は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（火）までとします。 ・適用金利については、金利情勢の変化によって見直す場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。